

令和 7 年度結城市地方就職学生支援事業地方就職支援金交付要項

(趣旨)

第 1 条 市長は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行う茨城県地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内で条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村並びに平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。以下「東京圏内（条件不利地域を除く。）」という。）のキャンパスに在学し、卒業・修了後、茨城県の企業等に就業する者が要件を満たした場合に、地方への就職活動等に係る経費に対し、予算の範囲内において令和 7 年度結城市地方就職学生支援事業地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することとし、地方就職支援金の交付については、茨城県が定めるわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び結城市補助金等交付規則（平成 12 年結城市規則第 42 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(対象者要件)

第 2 条 地方就職支援金の対象となる者は、就職活動において、東京圏内（条件不利地域を除く。）と茨城県内の往復に公共交通機関を利用した者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則 4 年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、在学中（卒業・修了見込みである場合に限る。）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 結城市に移住したこと。ただし、次号アに規定する就業先に関する要件を満たす企業等に同号イに規定する就業条件等に関する要件を満たす雇用形態により就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前 1 年以内であること。

(ウ) 結城市に地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業・修了後に次号で定める就業に関する要件を満たす企業等に就職し、結城市に移住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が茨城県内に所在する企業等に、前号で定める移住等に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。

(イ) 勤務地が茨城県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、茨城県内に所在する官公庁等（国の機関を除く）は対象とする。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 結城市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、結城市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他茨城県又は結城市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(交付金額)

第3条 地方就職支援金の額は、4,260円とする。ただし、内定先企業等から交通費の支給があった場合は、その額を差し引いた額とする。

(交付申請)

第4条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和

7 年度結城市地方就職学生支援事業地方就職支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し
 - （2）卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から 1 年以内のもの）。ただし、在学中に申請するものは在学証明書（卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）がされたもの。）
 - （3）就職活動等に係る交通費の領収書又はこれに類する書類
 - （4）内定・採用証明書（様式第 2 号）
 - （5）振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - （6）移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等）
- （交付決定通知）

第 5 条 地方就職支援金の交付決定の通知は、令和 7 年度結城市地方就職学生支援事業地方就職支援金（様式第 3 号）により行うものとする。

- 2 市長は、審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

（地方就職支援金の交付）

第 6 条 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から 3 か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第 7 条 茨城県及び結城市は、茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、申請者に対し、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 8 条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び結城市が認めた場合は、この限りでない。

- （1）虚偽の申請等をした場合 全額
- （2）在学中に交通費を申請した場合であって、申請から 1 年以内に要件を満たす就業先へ就業を行わなかったとき 全額
- （3）在学中に交通費を申請した場合であって、申請から 1 年以内に申請先市町村に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に結城市に住民票がある場合を除く。 全額
- （4）就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職の日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。 全額
- （5）結城市への転入日から 3 年未満で結城市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日いずれか遅い日から 3 年未満で結城市から転出した場合 全額

(6) 結城市への転入日から3年以上5年以内に結城市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日いずれか遅い日から3年以上5年以内に結城市から転出した場合 半額

(庶務)

第9条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。